

令和5年4月17日

1・3種組合員様

三重県医師国民健康保険組合

TEL 059-228-7212

FAX 059-228-0252

令和5年度 国民健康保険料額通知書の送付について

平素は本組合の事業運営にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

令和5年度 国民健康保険料額通知書(本年4月7日現在)をご送付致します。

新規加入者やご退職者等の異動がございましたら**速やかに組合までご連絡下さい。**異動に伴いまして保険料額の変更がある事業所につきましては、翌月中旬頃に保険料額変更通知書をお送り致します。

また、今般、組合規約及び規程に一部改正がありましたので、合わせて別紙の通り、お知らせ致します。

【組合規約】

令和5年4月1日施行

出産育児一時金

内 訳	改正前		改正後
産科医療補償制度掛金	12,000 円	⇒	12,000 円
出 産 育 児 一 時 金	408,000 円		488,000 円
総 額	420,000 円		500,000 円

※産科医療補償制度…分娩時に子が重度の脳性麻痺となった場合、その世帯の経済的負担を補償する制度です。

規約抜粋

(出産育児一時金)

第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められる時は、これに12,000円を加算する。

令和4年11月30日施行

保険料の減免

対 象 者	毎年11月30日時点で組合に加入している未就学児
還付金額	未就学児一人につき12,000円
還付方法	翌年3月下旬に口座振込

規約抜粋

(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減)

第28条の2 毎年11月30日時点において、世帯に6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合、子育て世帯の保険料軽減のため、当該年度の1月以降に賦課する組合員の保険料より、未就学児である被保険者1人につき12,000円を保険料還付分として支給する。

【組合規程】

令和5年4月1日施行

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給対象期間

改正前		改正後
令和5年3月31日まで	⇒	令和5年5月7日まで

規程抜粋

第11条の2 規約第15条の2から第15条の4までに規定する新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を受けようとする者は、所定の傷病手当金支給申請書に事業主及び医療機関の証明書を添え、組合に提出しなければならない。

2 前項の支給申請は、傷病手当金の支給を始める日が令和5年5月7日までの間にある場合に適用するものとする。